

九州記念病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防、集団感染事例発生時の適切な対応及び再発防止策などの院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 院内感染対策に関する基本方針

(1) 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの方針に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つという考え方からできた「スタンダードプリコーション」に基づいて、医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを目指す。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価をして、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

更に、院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を追求して、信頼される医療サービスが提供できるように、医療の質向上のために努力することを基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

(2) 院内感染対策委員会

当院感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会

(以下「委員会」という)を設置する。

委員会は、各部署1名以上の者で構成し、毎月第4金曜日に開催する。尚、感染対策のため、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞いたり、資料の提出を求めたりすることができる。

所掌業務は

- 1 院内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること。
- 2 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
- 3 院内感染に関連し、職員の健康管理に関すること。
- 4 院内感染防止のために必要な職員教育に関すること。
- 5 その他必要と認められる事項。

とする。

委員会の事務は、検査部に置いて処理する。

(3) 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会は職員の教育・啓蒙を目的として、研修会を年2回以上開催する。

対象は全職員とし、全員出席を原則とする。また、院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の支援をする。

(4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

月4回、感染対策委員長を中心にI C Tメンバーが院内ラウンドを行い、予め決められたチェック項目が各部署で、実行されているかを評価し、結果を委員会で報告する。

また、1ヶ月間の感染情報レポートから病原体の検出状況を把握し、臨床的検討を加えて、感染症の有無を委員会に報告する。

(5) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

委員会に、院内感染対策を迅速に講ずるための実働部隊として、院内感染対策チーム（以下「ICT」という）を置き、メンバーは委員会構成員から選ばれるものとする。

また、ICTと現場のつなぎ役であるリンクナースを必要な部署に1名置く。

ICTのメンバーは医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成される。

ICTの具体的な活動内容は以下の通りである。

- ①テーマに沿って院内を巡回する（1回/週以上）。
- ②ICT会議を開催し（1回/月）問題点の改善策を話し合う。
- ③院内感染防止対策委員会を開催（1回/月）し1ヶ月間の情報を提供する。
- ④サーベランス（耐性菌等）結果を監視し又情報提供（1回/週）を行う。
- ⑤薬剤使用頻度の把握と薬剤ラウンド（1回/月）を行う。
- ⑥院内感染対策マニュアルの作成と改訂を行う。
- ⑦院内感染対策研修会・実習の実施・職員の教育でレベルアップを諮る。
- ⑧アウトブレイクの防止と早期発見及び制圧。
- ⑨感染防止対策の改善へ介入する。
- ⑩リンクナースへの教育・指導助言。
- ⑪ワクチン・予防接種の推進。
- ⑫針刺し皮膚切創曝露後の対応。
- ⑬地域連携会議へ出席（4回/年）して意見交換。
- ⑭様々な院外感染対策研修会への出席。
- ⑮熊本県感染管理ネットワーク講演会への出席（1回/年）。
- ⑯環境感染対策（例えば浴槽水等）への助言。
- ⑰緊急院内感染防止対策委員会（臨時ICT会議）の開催。
- ⑱院外からの実習生に対する抗体価のチェック。
- ⑲連携病院からの院内ラウンドの受入れ

院内感染が発生した場合には、発生部署責任者が感染対策委員長に報告し、委員長は必要と判断した場合に、ICT会議を緊急に召集して、二次感染の予防、治療の方針・指示を行う。また、医療に関する法律に規定される疾患の届出は基準に沿って感染対策委員長が行う。

(6) 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、院内イントラネットで、全職員が閲覧できる。また、一般のものは病院ホームページで閲覧できる。さらに院内掲示（ロビー）でも閲覧できる。

(7) その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

職員は、感染対策上の疑問がある場合、委員会に意見を求めることができる。

平成28年3月

九州記念病院 院内感染防止対策委員会